



修郎先生の事件簿

小池雄一

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さじょう・しゅう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行なった。数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「眞面目」。

鈴木一郎(すずき・いちろう)大変だ大変だ。就労ビザに関する新しい大統領令が出たんだって。佐生修郎(さじょう・しゅう)さすがは一郎君。脚が速いだけじゃなく耳も早いね。「外国人労働者利用に関する大統領令2018年第20号」3月29日に法制化された新しい大統領令のことだね。

鈴木(すずき)5月に予定しているうちの会社の就労ビザ手続きに影響あるかな?

佐生(さじょう)直近の手続きには影

響ないはずだ。発効が法制化されてから3ヵ月後だから6月29日だ。それに、この大統領令だけでは現場がどう変わることか何もわからないんだよ。

鈴木(すずき)それじゃあ困るよ。これから何が起こるのさ?

佐生(さじょう)この大統領令を受けた労働大臣規定や法務人権大臣規定(イミグレーション規定)が出てくる。そこに細則が書いてあって、現場でのやり

方やルールが決まっていくことになる。レバラン明けの7月あたりから就労ビザ手続きが変わつて少し混乱する可能性は大きいぞ。見方を変えると、必要と思われる就労ビザ手続きを5、6月のうちに現行法の手続きで進めてしまう方が得策かもしれない。

鈴木(すずき)わかった。7、8月

に期限がくる駐在員のITA(S(暫定滞在許可)延長手続き)も今から前倒しで始めることがありますよ。

鈴木(すずき)ところで、今回の大統領令にはさっくりどんな事には?

佐生(さじょう)①の観点では、外国人就労計画書(RPTKA)と一時滞在ビザ(VITA)ポイントがある。

鈴木(すずき)もう一つのポイント

佐生(さじょう)②は?

鈴木(すずき)外国人が技能を移転する対象となるインドネシア人隨

行員には国内が国外に滞在、就労する上で気をつける点について説明するもの

外で研修をさせ、修了証とかライセンス証を求められるこ

となるかも。これはコスト

アップになるかな。

鈴木(すずき)いずれにしても、大臣規定で細則が出てこないと

詳しく述べられないのですが、今はあまりこの新大統領令には

振り回されずに静観してお

ります。

新大統領令が出たぞ

佐生修郎 心得えの条

①海外投資促進を目指し就労ビザ手続きを簡素化しよう

②は?

※本連載は、インドネシア

に滞在、就労する上で気をつける点について説明するもの

で、登場人物や事象はフィク

ションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談

応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

こいけ・ゆういち F.P.C. インドネシア 代表取締役 89年学習院大卒、日本アイ・ビー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」F.C.経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。

佐生修郎 心得えの条

①これから、労働大臣規定や法務人権大臣規定によつて細則が決められてくる。それまでは現場の大きな変更はないので静観しておくこと。

②新規定が実際に適応されると現場が混乱する可能性がある。前倒しできる手続きは今のうちに進めておくこと。

詳しく述べられないのですが、今はあまりこの新大統領令には振り回されずに静観してお

ります。

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×